

宮城県警察表彰規程

平成7年8月1日
宮城県警察本部訓令第11号

宮城県警察表彰規程を次のように定める。

宮城県警察表彰規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 表彰（第2条―第7条）
- 第3章 感謝状（第8条―第12条）
- 第4章 表彰の副賞（第13条）
- 第5章 表彰の具（上）申手続等（第14条―第16条）
- 第6章 審査及び表彰審査委員会の設置（第17条）
- 第7章 被上申者の事故報告（第18条）
- 第8章 表彰の記録（第19条）
- 第9章 雑則（第20条―第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に基づき宮城県警察の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 表彰

（本部長表彰の種類）

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察職員（以下「職員」という。）又は部署に対し、次に掲げる種類の表彰を行うものとする。

- (1) 警察功績章 警察に在職し、特に顕著な功労があったと認められる職員が退職するときに授与する。
- (2) 賞詞 次のいずれかに該当し、顕著な功労があると認められる職員に対して授与する。
 - ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査活動
 - イ 被疑者の逮捕
 - ウ 人命の救助又は身体若しくは財産の保護
 - エ 水難、火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護活動
 - オ 警察の信頼を高めた市民応接又は善行
 - カ 警察の信頼を高めた苦情・相談処理並びに被害者対策
 - キ 警察上重要な発見、発明、開発・改善又は研究
 - ク 警察上重要な事務処理又は職務執行
 - ケ 永年にわたる職務の精励
 - コ 優秀な勤務成績又は研修、術科等の成績
 - サ その他表彰が必要と認められるもの
- (3) 賞状 前号のいずれかに該当し、顕著な業績があったと認められる部署に対して授与

する。

(4) 賞誉 第2号のいずれかに該当し、多大な功労があると認められる職員又は業績が優秀であると認められる部署に対して授与する。

(5) 即賞 犯罪検挙等の功労があつて、速やかに賞揚すべきであると認められる職員に対して授与する。

(本部長表彰の区分)

第3条 本部長表彰の区分は、定例表彰（定期的に行う表彰をいう。）及び随時表彰（その都度行う表彰をいう。）とする。

(死亡者等に対する本部長表彰)

第4条 本部長は、表彰を受けるべき職員が表彰前に死亡し、又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰を行うことができる。

(併賞)

第5条 本部長は、警察庁長官（以下「長官」という。）又は管区警察局長（以下「管区局長」という。）の表彰に併せて、功労があつた職員又は業績があつた部署に対して、表彰を行うことができる。

2 本部長は、部署に対する表彰に併せて、職員に対する表彰を行うことができる。

(部長等賞)

第6条 宮城県警察本部及び仙台市警察部の部長（首席監察官、組織犯罪対策局長及びサイバーセキュリティ統括官を含む。以下同じ。）、宮城県警察学校長（以下「部長等」という。）は、主管業務について、本部長賞誉に次ぐ功労があると認められる職員又は業績があると認められる部署に対して、賞を授与することができる。

2 部長等は、原則として本部長表彰を受けた職員又は部署に対し、重ねて賞を授与することはできない。

(所属長賞)

第7条 所属長は、第2条第2号のいずれかに該当する功労があると認められる所属職員又は業績があると認められる部署に対して、賞を授与することができる。ただし、必要があると認めるときは、所属職員以外の職員に対しても賞を授与することができる。

2 所属長は、表彰を受けるべき職員が表彰前に死亡し、又は退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰を行うことができる。

第3章 感謝状

(本部長感謝状)

第8条 本部長は、次のいずれかに該当し、警察運営上功労があつたと認められる部外の者（以下「部外者」という。）又は部外の団体（以下「部外団体」という。）に対して、定例又は随時に感謝状を贈ることができる。

- (1) 犯罪の予防
- (2) 犯罪捜査への協力
- (3) 交通指導（安全）
- (4) 被疑者の逮捕（検挙）
- (5) 人命救助活動

(6) その他警察又は職員に対する協力

(併賞)

第9条 本部長は、長官が行う警察協力章若しくは感謝状又は管区局長が行う感謝状に併せて、感謝状を贈ることができる。

(部長等感謝状)

第10条 部長等は、本部長感謝状に次ぐ功労があると認められる部外者及び部外団体（以下「部外者等」という。）に対し、その主管する業務に係る事案について、感謝状を贈ることができる。

2 部長等は、本部長感謝状を受けた部外者等に対して、重ねて感謝状を贈ることはできない。

(所属長感謝状)

第11条 所属長は、第8条のいずれかに該当し、警察運営上功労があったと認められる部外者等に対して、感謝状を贈ることができる。

(死亡者又は退職者に対する感謝状)

第12条 本部長、部長等及び所属長は、感謝状を贈るべき部外者が死亡し、又は部外団体を退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって感謝状を贈ることができる。

第4章 表彰の副賞

(副賞)

第13条 本部長表彰を行うときは、別に定める基準により、賞金又は副賞を授与することができる。

第5章 表彰の具（上）申手続等

(本部長表彰及び本部長感謝状の具申)

第14条 所属長は、本部長表彰に該当する功労若しくは業績又は本部長感謝状に該当する功労等があると認めるときは、その都度、別に定める様式により、当該本部長表彰又は本部長感謝状に係る事案を主管する部長等の決裁を受けた後、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）を経て速やかに本部長に具申しなければならない。

(部長等賞及び部長等感謝状の具申)

第15条 所属長は、部長等賞に該当する功労若しくは業績又は部長等感謝状に該当する功労があると認めるときは、その都度、別に定める様式により、当該部長等賞又は部長等感謝状に係る事案を主管する部長等に具申しなければならない。

(長官等による表彰等の上申)

第16条 本部長は、次のいずれかに該当する功労又は業績があると認めるときは、それぞれの表彰等を行う機関が定める手続により上申するものとする。

- (1) 長官又は管区局長による表彰
- (2) 内閣総理大臣又は宮城県知事による表彰
- (3) 叙位・叙勲又は褒章
- (4) 前各号に掲げるもののほか、表彰等を受けることが相当と認められるもの

第6章 審査及び表彰審査委員会の設置

(表彰審査委員会)

第17条 警察本部に宮城県警察表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

3 委員長は、本部長とし、委員には、部長等、警務部警務課長（以下「警務課長」という。））、監察課長その他委員長の指定する委員をもって充てる。

4 委員会は、委員長が必要と認める表彰事案について審査するものとする。

5 委員会の事務は、警務部監察課において処理する。

第7章 被上申者の事故報告

（事故報告）

第18条 所属長は、表彰具申後、被具申者が死亡若しくは退職したとき又は職員としてふさわしくない非行等があり、表彰することが適当でないと認めるときは、速やかに本部長又は部長等に報告しなければならない。

2 前項の規定は、部外者等に準用する。

第8章 表彰の記録

（表彰の記録）

第19条 監察課長は、本部長表彰、部長等表彰及び所属長表彰の記録を保管しておかなければならない。

第9章 雑則

（書状等の様式）

第20条 書状の様式、規格及び模様は、別表のとおりとする。

（表彰決定の通知）

第21条 監察課長は、本部長表彰又は本部長感謝状の決定があったときは、具申した所属長に通知するものとする。

（部外からの表彰受賞報告）

第22条 所属長は、所属又は所属職員が部外者等から表彰、感謝状等を受けたときは、別に定めるところにより、監察課長を経て本部長に報告しなければならない。

（表彰の特例）

第23条 部外者等との連名による表彰を行うときは、それぞれが別に定めるところにより行うものとする。

2 各種大会、競技会、コンクール、顕彰等における表彰は、別に定めるところにより行うものとする。

（細目的事項）

第24条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成10年8月18日本部訓令第11号）

この訓令は、平成10年8月18日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

附 則（平成12年4月19日本部訓令第11号）

この訓令は、平成12年4月19日から施行し、平成12年3月27日から適用する。

附 則（平成13年3月26日本部訓令第11号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。

附 則（平成13年11月16日本部訓令第26号）

この訓令は、平成13年11月16日から施行する。

附 則（平成16年3月23日本部訓令第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月20日本部訓令第12号）

この訓令は、平成22年5月20日から施行する。

附 則（平成26年3月27日本部訓令第11号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月25日本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月8日本部訓令第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日本部訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月7日本部訓令第16号）

この訓令は、令和元年11月7日から施行する。